

12月9日（水）

# 平成 27 年 12 月 9 日（水曜日）

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員（39 名）

1 番	有 岡 浩 一	（愛みやざき）
2 番	重 松 幸次郎	（公明党宮崎県議団）
3 番	来 住 一 人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
4 番	渡 辺 創	（県民連合宮崎）
5 番	岩 切 達 哉	（ 同 ）
6 番	右 松 隆 央	（宮崎県議会自由民主党）
7 番	二 見 康 之	（ 同 ）
8 番	清 山 知 憲	（ 同 ）
9 番	島 田 俊 光	（ 同 ）
10 番	日 高 博 之	（ 同 ）
11 番	野 崎 幸 士	（ 同 ）
12 番	日 高 陽 一	（ 同 ）
13 番	星 原 透	（ 同 ）
14 番	西 村 賢	（無所属の会）
15 番	凶 師 博 規	（愛みやざき）
16 番	河 野 哲 也	（公明党宮崎県議団）
17 番	前屋敷 恵 美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
18 番	田 口 雄 二	（県民連合宮崎）
19 番	高 橋 透	（ 同 ）
20 番	中 野 一 則	（宮崎県議会自由民主党）
21 番	横 田 照 夫	（ 同 ）
22 番	押 川 修 一 郎	（ 同 ）
23 番	宮 原 義 久	（ 同 ）
24 番	黒 木 正 一	（ 同 ）
25 番	松 村 悟 郎	（ 同 ）
26 番	後 藤 哲 朗	（ 同 ）
27 番	徳 重 忠 夫	（無所属クラブ）
28 番	新 見 昌 安	（公明党宮崎県議団）
29 番	太 田 清 海	（県民連合宮崎）
30 番	満 行 潤 一	（ 同 ）
31 番	井 上 紀 代 子	（ 同 ）
32 番	緒 嶋 雅 晃	（宮崎県議会自由民主党）
33 番	山 下 博 三	（ 同 ）
34 番	丸 山 裕 次 郎	（ 同 ）
35 番	外 山 衛	（ 同 ）
36 番	坂 口 博 美	（ 同 ）
37 番	蓬 原 正 三	（ 同 ）
38 番	井 本 英 雄	（ 同 ）
39 番	中 野 廣 明	（ 同 ）

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	凶 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
公 安 委 員 長	山 崎 殖 章
警 察 本 部 長	野 口 泰
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 長	村 社 秀 継

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 英 征 明

## ◎ 常任委員長審査結果報告

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第18号までの各号議案及び請願第3号から第5-2号までの各号請願を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、清山知憲委員長。

○清山知憲議員〔登壇〕（拍手） 総務政策常任委員会審査結果を御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外10件及び新規請願1件の計12件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第6号、第7号、第10号及び請願第3号は賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成27年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであり、16億500万円余の増額となっております。この補正予算に要する歳入財源の主なものは、繰入金9億8,500万円余、国庫支出金4億8,700万円余であります。この結果、補正後の一般会計の予算規模は7,064億4,700万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会

計で6,700万円の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は131億9,900万円余となっております。

このうち、産学官金連携による地域経済循環創造事業についてであります。

これは、総務省の地域経済循環創造事業交付金を活用し、産学官金の連携のもと、地域の資源と地域金融機関の資金を活用した先進的な取り組みを行う事業者に対して支援を行うもので、地域での経済循環をつくり出そうとするものであり、今回、全国で5件の県事業が採択され、そのうち2件が本県事業となっております。この事業採択に当たっては、厳しい事業要件があり、また、各自治体の申請件数が増加傾向にあることから、今後、事業申請に際しては、これまで以上の行政のより積極的なかわりが必要と考えます。

当委員会といたしましては、潜在する事業のさらなる掘り起こしや、その磨き上げ、また、フォローアップについて引き続き関係部局と十分に連携し、フードビジネスの振興に向けた一層の取り組みを要望いたします。

次に、公の施設の指定管理者の指定のうち、県立芸術劇場についてであります。

当劇場の指定管理候補者については、今回の選定を含め、2期連続で1団体のみの応募状況となっております。

このことについて委員より、「業務内容の特殊性から、今後も複数の団体が応募することは考えにくい。今後もほかの施設と同様の方法により選定していくのか」との質疑があり、当局より、「当劇場のように応募者が競合しない中で、いかに業務の質を維持し、適正な価格により契約するかという課題については認識しており、その選定方法については、指定管理者制度

の所管部局と協議してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、業務の質の維持はもとより適正価格で契約ができるよう、競争性を確保した契約のあり方について検討していただくよう要望いたします。

次に、宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、森林環境の保全に関する施策の財源とするため、平成18年度から森林環境税として県民税均等割の超過課税を実施していますが、適用期限が平成27年度分までとなっているため、その期限を延長するものであります。

このことについて委員より、「期限延長に当たって、県民の意見はどのように把握したのか」との質疑があり、当局より、「事業所管部において実施した県民・企業アンケート調査では、継続に賛同する意見が7割を超え、また、地域意見交換会においても、継続に賛同する意見が多数であったと聞いている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、この貴重な税を有効に活用し、引き続き、森林を守り育てる意識の醸成や、公益的機能を発揮する森林づくりなどに取り組んでいただきますよう要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、厚生常任委員会、後藤

哲朗委員長。

○後藤哲朗議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件及び新規請願2件の計5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、請願第4号については賛成少数により、その他の議案及び請願第5-1号については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で10億7,900万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は1,055億3,400万円余となります。

このうち、在宅医療・介護連携推進体制整備事業についてであります。

これは、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するために、消費税増税分を財源とする国の交付金を活用した基金により在宅医療の充実及び在宅医療と介護の連携を図るため、県医師会等が実施する医療・介護に係る多職種を交えた研修開催等の経費を支援するものであります。

このことについて委員より、「今後、国は積極的に在宅医療を推進していく状況にあるが、その提供体制は十分に整っておらず、医師や看護師、介護福祉士などの人材の確保と育成が目下の急務である」との意見がありました。

また、別の委員より、「在宅における病状急変時の対応に対する不安の解消など、患者家族

等が理解を深めることも重要と考えることから、医師会や市町村などの関係機関と協力しながら、在宅医療の啓発に力を入れていただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県子どもの貧困対策推進計画についてであります。

これは、昨年1月に施行されました「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の規定に基づき、国の「子どもの貧困対策に関する大綱」を勘案し、本県の子供の貧困対策を総合的に推進するため、平成28年度からの計画を新たに策定するものであります。

このことについて委員より、「生活保護世帯の子供の高等学校等進学率は、一般世帯と比較して14.7ポイントも低い数値となっているが、当該数値の引き上げにどのように取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「福祉保健部のみで対応できる問題とは考えていない。改善に当たっては、貧困のみならず、子供が抱えるさまざまな問題解決に取り組むスクールソーシャルワーカーの果たす役割が大きいことから、教育委員会との連携を十分に図りながら取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、県立病院事業の平成27年度上半期の業務状況等についてであります。

この説明の中で当局より、「平成27年度上半期における延べ入院患者数は、前年度同期と比較すると2,900人余の減となった。その主な要因は、延岡病院における一部診療科の医師の減によるものである」との報告がありました。

これを受けて委員より、「県立病院全体の医師数は増加傾向にあるものの、延岡病院及び日南病院については、依然として一部の診療科が休診を余儀なくされるなど、厳しい状況にある。県民が安心して必要な医療サービスを受け

られるよう、大学医局への派遣要請など、医師確保に向けたより一層の取り組みをお願いしたい」との要望がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、商工建設常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件及び新規請願1件の計6件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で500万円余の増額であります。この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は642億5,000万円余となります。

次に、公の施設の指定管理者の指定のうち、県営国民宿舍高千穂荘についてであります。

このことについて複数の委員より、「指定管理者がかわることになるので、現従業者の雇用の引き継ぎが円滑に行われるよう、県においても、しっかりと指導助言を行うとともに、新たな指定管理者への移行後も適宜、継続雇用となった者の状況を確認するなど、フォローアッ

プにも努めていただきたい」との要望があり、当局より、「議案議決後、速やかに新旧指定管理者と引き継ぎの調整を行い、雇用の継続を含め、適切に対応していきたい」との答弁がありました。

次に、「介護福祉士等修学資金貸付制度の強化並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の定員数の拡大を求める意見書の提出に関する請願」についてであります。

離職者訓練は、公共職業訓練のうち雇用保険受給者等の離職者を対象として実施される訓練で、県が国に提出した計画に基づいて、国から県が委託を受け、さらに県が専門学校等の民間に委託して実施しており、費用は全額国費となっております。平成27年度の本県の離職者訓練の定員枠は1,060人で、このうち介護福祉士養成コースについては、2学年で80人となっております。

このことについて委員より、「介護福祉士養成コースの定員の決め方はどのようになっているのか。また、定員増は可能なのか」との質疑があり、当局より、「国からは「雇用情勢が改善する中、求職者も減少しており、定員枠をふやすことは難しいが、県の全体枠の中で、コースごとの定員を調整することは可能」と言われている。今後、国と来年度計画の協議・調整を行う予定であり、介護福祉士養成コースの定員については、その過程の中で検討していきたい」との答弁がありました。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億1,800万円余の増額であります。この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は709億2,000万円余となります。

次に、細島港、宮崎港における津波避難施設の整備についてであります。

これは、港湾利用者等の安全を確保するため、重要港湾のうち、最大クラスの津波、いわゆるL2津波からの避難施設が近くにない細島港の白浜地区に避難階段を、宮崎港の東地区と一ツ葉地区に避難高台を整備するものであります。

このことについて委員より、「避難施設について、平常時から、災害時の避難場所であることを意識づけるためにどう取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「避難階段や高台の入り口部分等に避難場所であることを示す看板を設置するとともに、日ごろから地元の方に利用してもらったり、避難訓練を実施することで、意識づけを図っていきたい」との答弁がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の御報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○星原 透議長 次は、環境農林水産常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2億8,500万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は234億3,700万円余となります。

次に、CLTの活用についてであります。

このことについて当局より、「CLTの加工施設は全国的にもまだ少ないが、現在、県内企業が整備中である。また、県の木材利用技術センターでは、CLT建築構法の研究開発に取り組み、民間企業等から建築方法等の相談を受け付けている状況である。新たな建設資材として期待されるCLTの普及は県産材の需要拡大のために重要であることから、活用促進に向けて取り組んでいきたい」との説明があり、これに対し委員より、「林業先進県としての気概を持って、CLTを活用した建築物の整備促進に官民一体となって、より積極的に取り組み、県内木材産業の成長産業化を図っていただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で4,700万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は423億5,000万円余となります。

このうち、口蹄疫埋却地再生活用対策事業についてであります。

これは、口蹄疫埋却地を農地等として再生活用するために、石の除去や整地等の整備を行うものです。

このことについて委員より、事業の進捗状況についての質疑があり、当局より、「この事業は平成25年度から3カ年で実施し、今年度が最終年度となる。整備希望があった埋却地は224カ所であるが、これまで順調に整備を進めてき

た。今回の補正で排水対策等の追加整備を行い、これにより現段階で実施すべき全ての整備が完了する」との答弁がありました。

これに対して委員より、「口蹄疫終息から5年が経過したが、今後とも、地域農業の発展に向けて埋却地の再生活用に取り組み、口蹄疫からの再生・復興に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、「将来展望に立った農業政策を求める意見書」についてであります。

当局より、TPP協定交渉の大筋合意に伴う本県への影響や、国が発表したTPP関連政策大綱について説明がありました。

これに対して委員より、「本県の農業は、従事者が5年間で1万2,000人以上減少し、極めて厳しい状況にあるが、今回の大筋合意でさらに大きな構造的転換を迫られることになる」との意見や、「国から大筋合意の十分な説明がなく、国民は不安を感じ、理解も進んでいない。国会での十分な審議が行われるべきである」、また、「影響を丁寧に精査し、発効具体化の際は、幅広い分野の声を十分に踏まえた対策や、必要な予算の適切な措置が必要である」などの意見がありました。

さらに、「農業を初め第1次産業は、人間の命を支える源であり、国の基である。TPPによる影響の緩和策にとどまらず、意欲のある生産者が未来像を描けるよう中長期的視野に立った抜本的な対策を国に求める必要がある。日本の食料供給基地の一翼を担ってきた本県の議会として、委員会での議論を集約した意見書を提出すべきではないか」との意見があり、全会一致で決定をいたしましたので、議長においてよろしくお取り計らいくださるよう、お願いいたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、文教警察企業常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第5号であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、警察官の不祥事についてであります。

このことについて当局より、「犯人隠避等の事案で、本県警察官に対し、11月4日付で懲戒免職処分を行った」との報告がありました。

警察官の不祥事は、警察全体に対する信頼を大きく損ない、ひいては治安の悪化につながりかねない重大な問題であることから、当委員会といたしましては、職員一人一人に改めて職責の自覚を促し、組織を挙げて県民の信頼回復に努めるよう強く要望いたします。

次に、高齢者の交通事故抑止対策についてであります。

去る10月28日に宮崎市中心部で車両が暴走し6人が死傷した事故が発生し、その後も高齢者による交通死亡事故が多発している状況であります。

当委員会といたしましては、今後、高齢者が

増加する中で、その交通事故抑止対策がますます重要となることから、福祉保健部や医師会などの関係団体と連携し、長期的な視点に立った対策を講じるよう要望します。

次に、元気チャージ！若者世代ゴルフ交流推進事業についてであります。

これは、出会いの機会が少ない若者世代に、ゴルフを通じた気軽な交流の場を提供し、ゴルフ人口の増加や一ツ瀬川県民ゴルフ場の利用促進等につなげることを目的としたものであります。

このことについて複数の委員より、「効果的な事業であるため、今後も、費用対効果を考慮しつつ、事業を実施してほしい」との要望がありました。

次に、教職員の不祥事についてであります。

このことについて当局より、「県立高校の非常勤講師が県青少年健全育成条例違反で罰金刑を受ける事案が発生した」との報告がありました。

当委員会といたしましては、非常勤講師といえども、教育に携わる者として高い倫理観が求められることから、正規教員だけでなく非常勤講師等についても、学校へ配置する前に職業倫理についての指導を行うなど、規範意識の向上に向けた取り組みを徹底するよう要望します。

次に、議案第5号「宮崎県美術品等取得基金条例の一部を改正する条例」についてであります。

このことについて委員より、「県立美術館が県民への芸術・文化の振興という役割を果たせるよう、効果的に基金を活用し、来館者がふえるような魅力的な美術品等を購入してほしい」との要望がありました。

次に、妻高等学校と西都商業高等学校の統合

についてであります。

このことについて委員より、「地域のニーズに合った学科の設置など、地域の意向を十分踏まえ、統合を進めるべきである」との要望がありました。

次に、県立高校生の就職内定状況についてであります。

このことについて複数の委員より、「今年3月の高校卒業者の県内就職率は54%で、多数の人材が県外へ流出している。今後、全国で人材の獲得競争が激しくなる中、ますます人材の流出が懸念されることから、その危機意識を教育現場と共有し、県内就職希望者の支援をきめ細やかに行うなど、あらゆる対策を講じるとともに、商工観光労働部や労働局、企業団体等とも連携を密にして取り組んでいくべきである」との要望がありました。

次に、全国学力・学習状況調査における学校の状況についてであります。

このことについて当局より、全国学力・学習状況調査の分析方法等について説明があり、委員より、「今回新たな方法で分析を行ったということであるが、今後は、この分析結果をもとに各学校が改善策を検討し、確実に実施することが重要になる。生徒に基礎学力をしっかりと定着させるため、市町村教育委員会と協力して、各学校での取り組みを徹底するべきである」との要望がありました。

次に、宮崎海洋高校の航海実習中の暴行事件についてであります。

このことについて当局より、「今後、しっかり検証して、あらゆる改善策を講じ、再発防止に万全を尽くしていく」との説明がありました。

いじめは、子供の将来を犠牲にし、命にもか

かわる非常に深刻な問題であります。今回の事件の経緯等について、当局より詳細な説明はありませんでしたが、当委員会といたしましては、逮捕者が出るに至った事態を重く受けとめ、全ての学校においてこのような事件が二度と繰り返されないよう、事件の経緯や学校の対応の問題点などを十分に検証し、再発防止に万全を尽くすよう強く要望します。

次に、教育委員との意見交換についてであります。

当委員会では、教育委員会が学力向上やいじめ問題等の諸課題について、どのような考えのもとに活動しているのか調査を行うため、教育委員と意見交換を行いました。委員からは、会社役員や保護者など、それぞれの立場から意見があり、活発な意見交換となりました。

この中で委員より、「教育委員には、案件を審議するだけでなく、みずから問題を提起し、解決に向けた議論を行い、その結果を教育現場に反映させるなど、リーダーシップを発揮するべきである」との意見がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入りますが、

討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。前屋敷恵美でございます。

日本共産党を代表して、今議会に提案されました議案及び請願に対する討論を行います。

まず、議案第6号「宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例」、議案第7号「宮崎県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例」、議案第9号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」、議案第10号「宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」、及び議案第17号「公の施設の指定管理者の指定について」に反対の立場から討論をいたします。

議案第6号、第7号、第9号の一部及び第10号については、いずれもマイナンバー制度導入に伴う県条例の改正です。マイナンバー制度は、全ての国民に個人番号をつけて、税金や保険料納付、医療、介護、年金、保育サービス利用などの情報をデータベース化して、国が国民の個人情報を一元的に管理、活用しようとするものです。しかし、マイナンバーを通して大量の個人情報が公務・民間を問わず利用されることで、個人情報がいや応なく引き出され、情報漏えいや成り済まし、不正利用など、プライバシー侵害の危険性が高まることは明らかです。

個人番号を官・民が使うという仕組み自体が漏えいの危険を高めるものです。政府は年金情報流出に反省もないまま、プライバシー性の極

めて高い個人の預貯金や特定健診情報なども利用対象にしようとしています。しかし、こうした個人番号を使った情報管理、情報連携の仕組みを広げていくことは、より深刻なプライバシー侵害や犯罪を招くおそれを増大させるものであり、我が党は、マイナンバー制度の中止を求める立場から、本議案について反対するものです。

次に、議案第17号「公の施設の指定管理者の指定について」です。

本議案は、県営住宅について、日向土木事務所、延岡土木事務所及び西臼杵支庁管内の県営住宅27団地の管理を延岡日向宅建協同組合に委ねるといふものです。この指定管理者制度は、行政コスト削減などを目的に、官から民への構造改革の路線の一環として導入され、あらゆる部署で進められています。今回は、議案第13号から第17号の議案で、新たな管理者の選定議案が出されています。

私は、特に公営住宅については、これまでも、指定管理者制度はなじまないとして反対をしてきました。公営住宅制度は、国や公共団体が健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で提供し、暮らしと福祉の増進に寄与することを目的にしています。それだけに公営住宅は、ほかの公共施設の維持管理と違って、効率性だけを追求できない側面があります。行政は、この住宅の確保とともに、個人のプライバシーの保護という重要な役割を担っています。特に、民間委託による家賃の徴収・督促業務等に関して、個人情報守秘の扱いがしっかり担保されるのかも含めて考えなければならぬ課題を抱えています。公営住宅に関して、指定管理者制度を適用することはふさわしくな

いと考えます。したがって、今回提案された、県営住宅における指定管理者の指定について反対をするものです。

次に、請願についてです。新規請願第4号「年金削減の中止を求める意見書」の採択を求める請願について、不採択に反対し、採択を求めるものです。

ことし4月に消費税が増税されて以降、物価は上がり続け、国民の生活はますます苦しくなっています。年金受給者の多数派は低年金者です。とりわけ、ひとり暮らしの高齢者の生活は厳しさを増しています。年金制度には、物価が上がればそれに応じて年金を引き上げ、その価値を維持する物価スライドの制度があります。しかし、その制度をなし崩しにして年金を下げ続けるマクロ経済スライド制が、今年度から本格的に始まりました。また、年金2.5%削減法も強行され、年金の引き下げが行われています。

平成26年度財政検証によると、政府は、このマクロ経済スライド制を使って、今後30年間、年金を引き下げ続ける方向を打ち出し、この仕組みは、もっと厳しいものに改める動きさえ進められようとしています。全国で3,950万人の年金受給者のうち、4割は月額10万円以下が現状です。国民年金受給者は、満額でも6万4,000円、5万円以下の方は実に500万人もいます。ここから減額されれば、暮らしが立ち行かなくなるのは明らかです。

年金の引き下げは、安倍首相の言う経済の好循環にも逆行し、地域経済と地方財政にも大きな打撃を与えるものです。30年間にもわたる年金削減は、高齢者だけの問題ではありません。将来の高齢者である現役世代にとっても同様です。年金引き下げの中止は、国民の切実な願い

です。年金削減を取りやめ、そのためのマクロ経済スライド制の廃止を求めている本請願は、全ての県民の思いそのものとして県議会は受けとめ、採択をすべきではないでしょうか。議員各位の賢明な御判断を切に求めて、以上で討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第6号、第7号、第9号、  
第10号及び第17号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

まず、議案第6号、第7号、第9号、第10号及び第17号について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第1号から第5号まで、  
第8号、第11号から第16号まで  
及び第18号採決

○星原 透議長 次に、議案第1号から第5号まで、第8号、第11号から第16号まで及び第18号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決され

ました。

---

◎ 請願第4号採決

○星原 透議長 次に、請願第4号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 請願第5-2号採決

○星原 透議長 次に、請願第5-2号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔卷末参照〕

まず、請願第3号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第5-1号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、お諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

---

平成27年12月9日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 環境農林水産常任委員長 渡辺 創  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

将来展望に立った農業政策を求める意見書

---

◎ 議員発議案第1号追加上程

○星原 透議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑の通告はありません。

---

◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕 私は日本共産党を代表して、ただいま議題となっております議員発議案第1号「将来展望に立った農業政策を求める意見書」について、反対の立場から討論をいたします。

安倍政権は、TPPの大筋合意の詳細を国会にも十分に説明しないまま、また、この合意がどのような影響を及ぼすかを明らかにしないまま、TPP関連対策大綱を発表いたしました。国の形を一変させかねない大筋合意を国会に報告もせず、国民的議論も行わないまま、大筋合意を既成事実として押しつけようとしています。本意見書は、結論的には、この政府の

動きと軌を一にするものであります。

そもそもTPPは、太平洋地域に新たな経済圏を構築するというものではありません。現に経済圏は存在をいたしております。TPPの最大の目的と動機は、特にアメリカと日本の多国籍企業が、貿易にかかわる関税やもろもろの規制を撤廃して、さらに巨大な利潤を上げることにあります。

大筋合意の内容については触れませんが、この合意が実施されるなら、農業と農村の危機的状況に追い打ちをかけるとともに、農村や国土の荒廃を広げ、世界最低水準の食料自給率をさらに低下させ、国民の生存基盤を根本から脅かすこととなります。

意見書は、「本県の農業従事者はわずか5年間で1万2,000人以上も減少し、30年前の4割を切った」と述べておりますが、この主要な原因は、食料主権と食料安全保障をみずから放棄し、アメリカに追随し、輸入自由化を推進してきたことによるものであります。大豆や菜種がそうであるように、関税を撤廃して生き残ったものはありません。自由化の打撃を国内対策で防げないことは、大豆や菜種はもちろん、牛肉や米、オレンジなどの事例でも明らかであります。このありさまを別の角度から端的に示しているのが農業従事者の激減であります。

意見書は本文第2項で、「TPPが農業に及ぼす影響を丁寧に精査し、発効が具体化する際には、影響を受ける幅広い分野の声を十分に踏まえた影響緩和策を検討し、必要な予算は、従来の農業関連予算の枠にとらわれず適切に措置すること」と述べておりますが、選挙目当てに部分的に一時的に措置することはあっても、受ける影響を本格的に緩和する対策をとらないことは、私がさきに述べたように、これまでの実

例で余りにも明らかであります。

しかも、今回のTPPは、これまでのウルグアイ・ラウンドなどとは本質的に違います。これまでに後退に後退を、譲歩に譲歩を重ね、それでも、例えば牛肉については38.5%の関税を残していたものを、今回は9%に削減する、事実上撤廃であります。また、過去に関税を撤廃したことの無い農林水産物834品目のほぼ半数を今回撤廃するものであり、まさに日本の国のありようを変えようというものであります。

世界においては今日、飢餓人口も年を追って増加いたしております。金に物を言わせて世界の食料を買いあさることは、飢餓状態にある人々をさらに広げ、深刻化させることになり、その不名誉な役割を厚顔にもさらに進めようというものです。また、食料危機に陥ったときに食料増産を方針化しても、今日のような農村と農地の荒廃と農業従事者の減少のもとでは、その方針の達成など望めるものではありません。日本民族の遠くない将来の重大な課題が今、私たちの前に生起しているのであります。

意見書は、「今必要なのは、TPPによる影響を最小限にとどめるという緊急対策のみならず、意欲にあふれた生産者がみずからの農業経営の未来像を明確に描くことができる環境を整備することであり、担い手が将来的不安というトンネルをしっかりとくぐり抜けることができる継続的な対策を実施することである」と述べ、本文第3項においても、このことを強調いたしております。「そもそもTPPの大筋合意に国民は不審を抱いている」とも述べております。このことは、生産者が意欲にあふれるどころか、意欲を切り落とされていることを物語っているのではないのでしょうか。

農業の国際的競争力を高める抜本的な対策に

取り組むことを求めています。競争力を高めることによって日本の農業に勝ち目があるのでしょうか。無原則的に日本農業を国際競争に放り込んだことによって、今日のような深刻な事態になっているのであります。国際競争という点でつけ加えるなら、アメリカは米を60キロ当たり4,000円程度の低価格で輸出いたしておりますが、生産コストに見合う価格との差額を、多い年には穀物3品目で1兆円の輸出補助金を出しております。もちろん日本はゼロです。

農産物にかかる関税は、日本は平均で11.7%であります。これはEUの半分であります。また、農業所得に占める補助金の割合も、日本は平均で15.6%であります。EUでは農業所得の実に95%が補助金であります。欧米では、国民の命や環境などを守っているのが農業であり、これを国民が支えるのは当たり前となっております。日本との決定的な違いは、予算があるなしではなく、自国民の食料は自国で賄うという立場を強く太く貫いていることにあります。この立場を捨てて国際競争させることは、まさに亡国農政と言わなければなりません。

意見書は、国会決議が遵守されているか国会で審議を行えと要求をいたしておりますが、JA森永会長も指摘しているとおおり、遵守されていないことは明白です。当の国会議員の皆さんが、遵守されているとは思っていないのではないのでしょうか。

意見書が述べているように、農業を初め第1次産業は、人間の命を支える源であり、国の基であります。この国民的課題に真剣に応える道はただ一つ、TPPから撤退以外にありません。大筋合意でTPPが決着したわけではありません。発効までには、正文の完成から署名、各国の批准が必要であります。発効には、少な

くともGDPで85%以上を占める6カ国以上の批准を必要とし、アメリカ、日本のいずれかが批准しなければ発効しません。アメリカは来年、大統領選挙であり、批准は不透明であります。日本国民の将来にとって重大な否定的結果をもたらすTPPは、断じて容認することはできません。批准阻止に向けてさらに奮闘することを申し上げて、討論を終わります。(拍手)

[降壇]

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

#### ◎ 議員発議案第1号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

議員発議案第1号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎ 議員派遣の件

○星原 透議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。〔卷末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎ 閉 会

○星原 透議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

本年も、あと22日を残すのみとなりました。執行部及び議員各位におかれましては、一層御自愛の上、新たな年を御健勝で迎えられるよう、心から祈念申し上げます。

これをもちまして、平成27年11月定例県議会を閉会いたします。

午前10時54分閉会